

長建協発第493号
平成25年3月29日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請債権保全支援事業及び地域建設業経営強化融資制度の延長等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、平成22年3月より開始し、利用が図られてきたところですが、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況にあることに加え、今後、全国における防災・減災対策事業の増加が見込まれること等により、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等の保全の必要性が高まることが想定されるところであります。

このため、国土交通省では、今般、地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、事業期間を1年間延長することとなりました。

つきましては、全建を通じ同省土地・建設産業局長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、災害協定に基づく活動を実施する建設業者が当該活動をする際、使用する一定の建設機械等を購入する場合に、資金の調達金利等の助成を行う「建設業災害対応金融支援事業」が実施されることとなりましたことを併せてお知らせ申し上げます。